

若者向けの悪質な手口にご用心！

「選ぶ」「考える」「断る」「相談する」困った時は消費者センターに相談しよう。

アダルトサイトからの不当請求！



スマホでネットをみていたら、アダルトサイトの広告があったので、興味本位でタップしてみた。「18歳以上ですか？」との問いに「はい」とタップしただけで、「登録完了」となり、約9万円もの請求をされた。本当に払わないといけないのか。

アドバイス

・ワンクリック詐欺です。支払う必要はありません。あらかじめ、利用規約や申し込みの有無を確認する画面・訂正の画面がなければ、有料の契約は成立していません。連絡をしないで無視しましょう。

キレイになるはずだったのに…

チラシを見て2年間の光脱毛を契約。2回目の施術中に痛みを感じた。これ以上施術を受けるのが怖くなり、解約と返金を申し出たら、返金はできないと言われた。どうしよう。

アドバイス

・エステサービスは、中途解約できます。中途解約すると受けた施術代金などは支払うことになります。未施術分は清算して返金されます。
・長期間の「サービス」は事前に内容のよし悪しが判断できません。契約するときは、通い続けることができるか、解約時の条件などよく考え、慎重に行いましょう。



ネットショッピングの落とし穴！

ネットで前から欲しかったブランドのスニーカーを見つけた。「格安！残り1点！」という表示を見て慌てて注文すると、代金を前払いするようメールが届いた。指定された個人名の口座に代金を振込んだのに、商品が届かない。業者にメールしても返事がなく、メール以外の連絡先もわからない。

アドバイス

・警察に通報し口座を凍結できる場合もあります。
・代金を振り込んだのに商品が届かない等のトラブルが数多く発生しています。所在地や担当者名、電話番号などに不備のあるショップとは取引しないようにしましょう。
・振込先が個人名の場合は気をつけましょう。
・日本語が不自然なサイトは外国のショップの場合もありますので注意しましょう。



もうけ話にご用心！

友人から「ネットワークビジネスをやれば、毎月10万円は稼げる」「健康食品を買うことが条件だが、収入がすぐに入るので大丈夫」と誘われた。1か月前に会員登録をして、健康食品を50万円買った。しかし誰も勧誘できない。

アドバイス

・これはマルチ商法です。クーリング・オフ期間は20日間ですが、それ以降でも法律的に中途解約できる制度になっています。
・友人知人の誘いでも慎重に。逆に、自分が大事な友人知人を誘うことで迷惑かけることもあります。
・一人で抱え込まないで家族や消費者センターに相談しましょう。



トラブルを防ぐために!!

- ◇相手を簡単に信用しない。簡単に会わない。知らない電話番号に電話しない。メールに返信しない。
- ◇「無料」「今だけ」「今すぐ」に惑わされない。
- ◇クリック、タップ、サインは慎重にする。
- ◇借金はしない（クレジットも借金です）。
- ◇困った時には一人で悩まず、すぐに相談。

越前市は、公正で持続可能な社会「消費者市民社会」をめざしています

- 1 不公正な事業者と取引しない
- 2 余計なサービスは断る
- 3 環境・人・地域に「やさしい」商品を選択する
- 4 買い過ぎない

豊かな知識と断る勇気で安心生活

越前市消費者センター 相談日時/平日：午前8時30分～午後5時

☎22-3773